

令和4年第10回三股町農業委員会総会議事日程

令和4年10月28日（金）

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第20号農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 報告第21号使用貸借契約の合意解約について
- 日程第5 議案第45号非農地判定について
- 日程第6 議案第46号農地法第5条の規定による許可申請の承認について
- 日程第7 議案第47号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について

令和4年第10回三股町農業委員会総会審議結果

日程第5

議案第45号非農地判定について

可決（ 1 ）

日程第6

議案第46号農地法第5条の規定による許可申請の承認について

可決（ 4 ）

日程第7

議案第47号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の承認について

可決（ 27 ）

令和4年第10回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 10月28日（金曜日）1日間

2. 場 所 三股町役場4階第1会議室

時 間 9時00分開会

3. 会期日程 10月28日（金曜日）

議 案 審 議

出席者

1 番委員	小倉	休幸
2 番委員	上水	広志
3 番委員	内村	介貞
4 番委員	下石	昭廣
5 番委員	馬渡	芳文
6 番委員	溝口	良信

欠席者

なし

議案説明のため総会に出席した者

事務局 局 長

事務局 課長補佐

事務局 主 事

(一 同 礼)

開 会 9 時 00 分

事務局

開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口良信）

それでは、ただ今から令和4年第10回三股町農業委員会総会を開催いたします。本日は全員出席ですので総会は成立いたします。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第1、会議録署名委員に4番委員の下石昭廣さんと5番委員の馬渡芳文さんを指名いたします。続きまして、日程第2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日1日間にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口良信）

異議なしと認めます。よって会期は1日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第3、報告第20号農地法第18条第6項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第20号農地法第18条第6項の規定による通知について報告するもので、合計10件24筆21,650㎡、うち田が12筆8,854㎡、畑が12筆12,796㎡でございます。詳細につきましては、総会資料3頁154番から4頁163番までのお目通しをお願いします。

議長（溝口良信）

これについて何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の報告に進みます。日程第4、報告第21号使用貸借契約の合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第21号使用貸借契約の合意解約について報告するもので、合計3件3筆3,005

ではないかと期待をしているところでございます。以上です。

議長（溝口良信）

これについて、何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第45号非農地判定について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第45号非農地判定について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第6、議案第46号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第46号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計4件6筆2,014.18㎡、うち田が2筆662㎡、畑が4筆1,352.18㎡でございます。詳細について、担当がご説明いたします。

事務局

ご説明いたします。総会資料の10頁65番から11頁68番をご覧ください。別冊の航空写真もあわせてご覧ください。

受付番号65番、受付年月日：令和4年10月6日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇、申請地：蓼池字大原〇〇〇〇番〇、地目：田、面積：338㎡です。転用目的は一般個人住宅です。こちらは第3種農地であること、許可要件を満たしていることから、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

3番委員（内村介貞）

受付番号65番は10月24日に第4ブロック委員3名で現地確認調査をしました。場所の説明は航空写真をごらんください。

受人は現在〇〇〇在住ですが、実家に近い父親の土地である申請地に一般個人住宅を建築されるものです。境界にはブロック塀を設置し、生活排水等は合併浄化槽にて処理後は南側道路側溝へ排水します。雨水については雨水桝を設置し、集水後は同様に南側道路側溝へ排水されることから、特に問題なく許可相当と判断いたしま

した。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 66 番、受付年月日：令和 4 年 10 月 7 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：宮村字植木〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：489 m²です。転用目的は一般個人住宅です。こちらは第 3 種農地であること、許可要件を満たしていることから、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉休幸）

受付番号 66 番については、10 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現場確認及び調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

申請人は現在〇〇〇在住ですが、奥さんの実家に隣接する申請地を借りて一般個人住宅を建築されるものです。生活排水については公共下水道の整備がなされていないため、合併浄化槽を設置して処理し処理後は既設側溝へ排水します。雨水については町道側溝へ排水されることから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 67 番、受付年月日：令和 4 年 10 月 11 日、受人：〇〇 〇、渡人：〇〇〇〇〇〇他 1 名、申請地：宮村字岩切〇〇〇〇番〇他 2 筆、地目：畑、合計面積：863.18 m²です。転用目的は一般個人住宅 2 棟です。こちらは第 1 種農地であります。許可の例外を満たしていること、許可要件を満たしていることから、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

5 番委員（馬渡芳文）

受付番号 67 番は 10 月 24 日に第 2 ブロック委員 2 名で現地調査及び確認をいたしました。現地は未耕作の状態でした。場所の説明は航空写真をご覧ください。転用目的については専用住宅 2 棟の建築であります。建築につきましては義理の母が住む隠居もあわせて建築する計画で、申請地が住みよい環境であるため選定したということであります。雨水については雨水桝を設置し既設側溝へ、生活排水等は合併浄化槽で処理し、処理後は既設側溝へ排水されることから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 68 番、受付年月日：令和 4 年 10 月 11 日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇、申請地：新馬場〇〇番〇、地目：田、面積：324 m²です。転用目的は一般個人住宅です。こちらは第 3 種農地であること、許可要件を満たしていることから許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉休幸）

受付番号 68 番は 10 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は〇〇在住で、現在貸家住まいをしておられますが、その貸家生活解消のために一般個人住宅建築の計画をされたものです。雨水については雨水桝を設置し、集水後は地下浸透方式により処理し、生活排水等は公共下水道へ接続されることから、特に問題ないものとして許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第４６号農地法第５条の規定による許可申請の承認について、受付番号６５番から６８番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第４６号農地法第５条の規定による許可申請の受付番号６５番から６８番について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第７、議案第４７号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第４７号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の承認についてでございます。今回、所有権移転は合計３件７筆４,５４８㎡、田が７筆４,５４８㎡でございます。利用権設定については、合計２４件６８筆１０３,７３３㎡、うち田が１９筆２４,６４６㎡、畑が４９筆７９,０８７㎡でございます。利用権設定の内訳としましては、通常利用権設定が合計１１件２５筆４１,１３３㎡、うち田が７筆８,０４５㎡、畑が１８筆３３,０８８㎡でございます。農地中間管理機構による利用権設定は合計１３件４３筆６２,６００㎡、うち田が１２筆１６,６０１㎡、畑が３１筆４５,９９９㎡でございます。詳細について、ご審議をお願いいたします。

議長（溝口良信）

それでは農用地利用集積計画でございますが、所有権移転各筆明細は、総会資料１３頁９３番から９５番まで、通常利用権設定の各筆明細は総会資料１４頁４０５番から１６頁４１５番まで、農地中間管理機構による利用権設定は総会資料１７頁４１６番から１９頁４２８番までとなっております。これにつきまして、なにかご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第４７号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の承認について、所有権移転に関する総会資料１３頁９３番から９５番まで、利用権設定に関する総会資料１４頁４０５番から１９頁４２８番までについて承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第４７号農業経営基盤強化促進法だい１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転及び利用権設定について承認することに決定いたしました。以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了いたしました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第１０回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉 会 ９時３０分